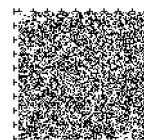


市橋委員提出資料



東京都障害者施策推進協議会第2回専門部会への意見

委員名 市橋博

団体名 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）において、施策目標Ⅱ「地域における自立生活を支える仕組みづくり」では、入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援が述べられています。また施策目標Ⅲ「社会で生きる力を高める支援の充実」では、障害児への支援の充実がのべられています。

これらの課題について、私たちがとらえている現状を踏まえ、以下意見します。

1. 医療的ケア児への支援について

いわゆる「医療的ケア児支援法」の成立を受け、医療的ケア児をめぐる諸課題についての東京都のこれまでの取組については評価出来ますが、以下の点については、さらなる対応を求めていきたいと考えています。また、対応が不明な点については明らかにしてください。

(1) 医療的ケア児をめぐる諸施策は、「支援法」において「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない」とされているとおり、局を横断するものであると考えられますが、東京都においては最終的に現状を総合的に掴む機関はどこなのか、明らかにしてください。

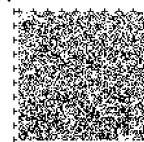
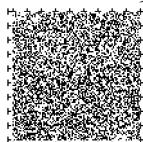
(2) 医療的ケア児をめぐる実態調査が、東京都からの指示で各自治体で行われましたが、その最終的な結果が公表されていません。今後の都や各自治体の施策に生かしていくためにも、詳細な結果を公表してください。令和6年度からの東京都障害者・障害児施策推進計画に反映させていくためにも、必要です。

(3) 医療的ケア児を支援する、地域福祉や医療、教育の場面において、それぞれの児童の実態に応じたさまざまな施策を行っていくためには、「人」が足りない、もしくは集まらない現状があると考えられます。当推進協議会第2回総会で、障害者施策の目標と取組の体系として明記されたように、サービスを担う人材の「確保・育成・定着」の中でも、確保と定着が特に重要になってきています。このことに対する「異次元」の積極的な施策が必要だと考えられます。

(4) 資料5-1において、医療的ケア児に対する地域での支援の全体像が図として示されています。この中で示されている、医療的ケア児の保育所での受け入れや、放課後等支援事業の展開について、とりくんでいる自治体数だけではなく、か所数や利用人数、日数などの現状を明らかにしてください。

2. 障害児通所支援としての放課後等デイサービスについて

資料4-2によれば、放課後等デイサービスの事業所数は、令和2年度末 940 施設、3



年度末 1027 施設、4 年度末 1134 施設と、量的には充実してきていることがわかります。またその定員数も、2 年度末は 9728 人、3 年度末 10565 人、4 年度末は 11638 人となっていて、年々増えています。

その結果、資料 4-1 で示されているように、実績としては利用者数もサービス量も見込みを上回るものとなっています。これは、就労する保護者が多いというだけでなく、学校や家庭以外の地域でのゆたかな生活の保障の場として、それだけ需要のある支援だということがわかります。

特別支援学校や小中学校の特別支援学級などに在籍する児童生徒が年々増えている状況ですから、今後も放課後等デイサービスの利用を希望する児童生徒数は確実に増大します。令和 6 年度からの東京都障害者・障害児施策推進計画においても、放課後等デイサービスについてはより充実していくべき支援として位置づけ、東京都独自の十分な財政的な支援も引き続きお願いします。

また、当協議会では、支援内容・運営について数量だけでなく、支援を「質的」にも明らかにしていかなければならない、と会長などの発言もありました。どのように支援の質を保障していくのか、方向性を明らかにする必要があります。つきましては、児童生徒へのゆたかな支援（質）を求める観点から、以下の通り質問・意見をします。

(1) 現在放課後等デイサービスについては、さまざまな事業主体が運営に参入している状況です。今後のこの事業の方向性や継続性を明らかにするためにも、事業主体（社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、企業など）ごとの、事業所数の推移をあらわしてください。

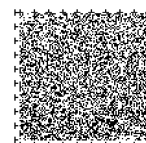
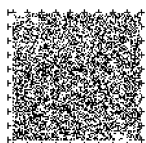
(2) 現在、学力の向上や訓練など習い事系の放課後等デイサービスも増えていて、短時間ごとの受け入れが進んでいます。一方、学校の長期休業中も含め、長時間受け入れて子どもの生活丸ごとの保障をしている放課後等デイサービスもあります。役割や狙いが違うということです。

したがって、どのようなサービスとその需要が増えているのかを実態を明らかにするために、長期休業中の 1 回あたりの時間数とその利用人数の年度ごとの推移をあらわしてください。（以下、例として）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 回あたり 1 時間未満	人		
1 時間から 2 時間未満			
2 時間から 3 時間未満			
3 時間から 4 時間未満			
4 時間以上			

(3) 人件費割合の推移を示してください。

現在、放課後等デイサービスの人員配置の基準は子ども 10 人に対し正規職員 2 名となっています。障害の多様化や重度化に対応するため、基準通りの人員配置では不足、独自に



非常勤等の職員を配置している放課後等デイサービスもある状況です。そのような事業所においては、事業予算における人件費の割合が高くなっていると想像できます。一方、短時間型の習い事系の事業所においては、追加の人員配置が必要でなく、総体として人件費の割合が低くなることも考えられます。

おおざっぱなとらえ方になりますが、指導員数と子ども数の関係性をあらわす指標として、事業予算における人件費割合の推移を示してください。（以下、例として）

	令和2年度	3年度	4年度
75%以上	事業所		
50%から75%未満			
25%から50%未満			
25%未満			

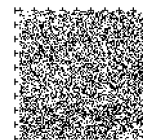
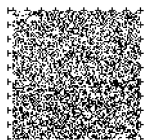
（4）東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）において、施策目標Ⅱ「地域における自立生活を支える仕組みづくり」では、「2 地域生活を支える相談支援体制等の整備（3）障害福祉サービス等の質の確保・向上」が書かれています。その中で、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の一つとして、事業者等に対する指導検査の適正な実施と、その結果を関係区市町村と共有する体制を構築することを基本としています。」となっています。

また、令和5年3月の厚生労働省による障害保健福祉関係主管課長会議の資料によれば、障害児支援の事業所に対する実地指導の状況で東京都は2年間で45%となっていて、他県などと比べても十分ではない状況になっています。また一方で、行政処分（指定取消等）のあった事業所数の推移等では、児童支援のサービス別で放課後等デイサービスが断然1位となっています。

こうした状況を踏まえ、東京都においても、利用者目線に立った指導検査が適切に行われるよう、また、その検査が子どもたちの発達保障に寄与するものとなるよう、東京都と自治体の連携協力、そして十分な予算配分を行ってください。

3. 福祉施設入所者の地域移行と待機者について（身体障害者・知的障害者）

東京都障害者・障害児施策推進計画が、「地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。」という施策目標を立てていることは賛成です。「障害者が希望する地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点あるいは地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制））を積極的に整備すること」という方針についても賛成します。ただ、施設入所者の地域移行については、目標をたててその達成の数値を追うことが重要なのではなく、障害者ひとりひとりにあった「暮らしの場」の保障（その総合計画）、当事者と家族による選択、



そして地域生活を支える支援体制の一層の充実を基礎においた推進計画とすることが必要だと考えます。支援体制の充実のためには、量的な職員確保の課題も重要です。

以上を前提として、以下の点について質問・意見します。

(1) 資料 8-1 の「1 地域生活移行者数」において、障害別（身体障害者・知的障害者）を明らかにしてください。また、令和 2 年度以降の地域生活移行者の、その後の状況について情報（地域移行が継続できているのか、また、課題となっていることなどないのか、など）を示してください。地域生活移行後の適切で必要な措置についても検討していかなければならないと考えます。

(2) 入所施設の定員数については、7344 人を超えない、という都の考え方がありますが、一方で入所待機者は身体障害者と知的障害者で 1400 人ほどの状況が続いています。入所施設も含んで障害者のくらしの場を主体的に選択できることを保障することが重要で、その意味でも入所待機者はゼロにしなければならないと考えます。

さらに、今後、障害者の高齢化、「老障介護」により施設入所希望者の数はますます増えて行くと思われまます。

そうした中、地域生活支援型入所施設もふくめて、入所施設の必要な整備も必要だと考えます。「都外施設」の在り方も含め、総合的対策を立てなければならないと考えます。

